

検査実施料新設のお知らせ

(管理番号:16-0075)
(2016年10月 C-01)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0930 第5号」により下記の検査項目に検査実施料の新設および算定条件の追加が通知されましたのでご案内いたします。

敬白

記

■「検査実施料」の新規収載

検査項目	保険点数
抗MDA5抗体	270点
抗Mi-2抗体	270点
抗TIF1- γ 抗体	270点

▼ 詳細内容

【新設項目】

検査項目	抗MDA5抗体
保険点数	270点
判断料	免疫学的検査判断料(144点)
診療報酬点数表区分	「D014-26」抗デスモグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体
備考	ア. 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び抗TIF1- γ 抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗デスモグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者において、ELISA法により測定した場合に算定できる。 ウ. 本検査と区分番号「D014」自己抗体検査の「9」から「14」まで及び「17」に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

検査項目	抗Mi-2抗体
保険点数	270点
判断料	免疫学的検査判断料(144点)
診療報酬点数表区分	「D014-26」抗デスモグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体
備考	ア. 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び抗TIF1- γ 抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗デスモグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者において、ELISA法により測定した場合に算定できる。 ウ. 本検査と区分番号「D014」自己抗体検査の「9」から「14」まで及び「17」に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

検査項目	抗TIF1- γ 抗体
保険点数	270点
判断料	免疫学的検査判断料(144点)
診療報酬点数表区分	「D014-26」抗デスモグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体
備考	ア. 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び抗TIF1- γ 抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗デスモグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者において、ELISA法により測定した場合に算定できる。 ウ. 本検査と区分番号「D014」自己抗体検査の「9」から「14」まで及び「17」に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

■ 適用日 2016(H28)年 10月 1日 から適用



(株)四国中検

香川 TEL(087)877-0111
高知 TEL(088)883-5535

松山 TEL(089)955-7600
徳島 TEL(088)665-3125